

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岩手県久慈市長内町第42地割8番地14

氏名 久慈港運株式会社 代表取締役 兼田 忠康  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する

県北広域振興局長 佐々木 哲



許可の年月日 令和 6年 6月14日

許可の有効年月日 令和11年 6月11日

## 1. 事業の範囲

## (1) 産業廃棄物の種類

取扱う特別管理産業廃棄物

- ・廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)
- ・廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。)
- ・廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。)
- ・廃石綿等
- ・ばいじん (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・廃油 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・汚泥 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・廃酸 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・廃アルカリ (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)

(以下、裏面記載)

以下余白

- (2) 積替え・保管を含むもの  
無  
以下余白

2. 許可の条件  
以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成26年	6月12日	当初許可
令和元年	6月12日	更新許可
令和6年	6月12日	更新許可
令和6年	6月14日	事業範囲の変更許可

- (1) 特別管理産業廃棄物の種類に廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。
- (2) 特別管理産業廃棄物の種類に廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。

以下余白

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無  
以下余白

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有  
以下余白